インド知財の改善を求めて米国財界が連携

2013 年 6 月 21 日
JETRO ニューデリー

2013 年 23 日の週からの第 4 回米印戦略対話を前に、6 月 18 日、米国財界は、インドの知財制度の改善を念頭に「インドとの公正な貿易に向けた連携(AFTI: Alliance for Fair Trade with India)」を立ち上げた。一方、在米インド大使館は、翌 19 日に、これを受けた反対声明を同ウェブサイトに公表している。以下、それぞれの発表文書の概要は以下の通り。

AFTI の声明概要(6 月 18 日付)[1]

2013 年 6 月 18 日、アメリカ経済界の主要産業を代表する新たな連携が設立された。これは、知的財産権の弱体化を含む、インドの差別的な貿易慣行を解決するためのものである。過去 1 年にわたり、インド政府は、アメリカ人の雇用を犠牲にしてインドのビジネス・産業を優遇するため、アメリカの革新的製品と輸出を広範囲にわたり組織的に差別してきた。オバマ政権は製造業者の競争力と雇用を保護するため、これら慣行を終わらせるようインド政府に対しハイレベルでの議論を行わなければならない。インド政府は組織的に、世界的な知財の基準を尊重せず、投資可能性に影響を与えている。前例のない特許の取消と拒絶から著作権に対する不十分なエンフォースメントに至るまで、インドは世界経済の異端児となっている。インドが標榜する「イノベーションの 10 年」が事実であるのならば、インド政府は、国内のみならず世界的なイノベーターを育成する、しっかりとした知財政策を促進しなければならない。我々は米国政府に対し、最高レベルでの二国間の取組を迅速に開始するとともに、EU や他の思いを同じくする経済圏と協調していくことを要請する。

在米インド大使館の声明概要(6 月 19 日付)[2]

1. インドは知財保護に全力を尽くしている。インドではしっかりした知財エコシステムが確立している。これは、包括的法体系、それを支える詳細な規則、強固なエンフォースメント機能という 3 つの柱に支えられている。
2. 特許、意匠、商標、地理的表示といった法律が TRIPS 協定に準拠して制定されている。
3. 著作権、半導体集積回路、植物新品種についても法律で保護されている。
4. インド特許法は最も包括的な成文法の一つであり、厳格に運用されている。特許付与は、その決定や手続きが法的な精査の対象となる透明性のある法的手続きである。
5. インド特許の 20-30%が、米国民及び米国企業に付与されており、最もシェアが高い。
6. 2005 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月末までに 4064 件の特許が医薬発明に与えられており、85%以上が外国企業によるものである。
7. 強制実施権は、法的及び公衆衛生的観点から理解することが重要であり、インド特許法は TRIPS 協定に準拠している。ドーハ宣言においても、加盟国が公衆衛生を保護するための措置をとることを妨げず、妨げるべきでないことに合意している。
8. 先進国及び途上国を含む 15 カ国で 35 件の強制実施権が許諾されている。
9. インドが許諾した強制実施権は 1 件に過ぎない。強制実施権の規定は、イノベーションを抑制するものではなく、イノベーターの利益と公衆衛生の差し迫った必要性とのバランスを取るものであり、TRIPS 協定及びドーハ宣言に準拠する形で国内法で定められている。

（今浦　陽恵）

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 6 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

[1] http://aftindia.org/launch-release/
[2] https://www.indianembassy.org/prdetail2164/note-on-indiaandrsquo%3Bs-intellectual-property-regime